

県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成22年8月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第52号

県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例（平成22年香川県条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(債権の適用除外)

第2条 条例第3条第3号の規則で定める債権は、香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）第2条第1号に規定する県営住宅の家賃とする。

(延滞金の減免の申請)

第3条 条例第6条の規定による延滞金の減免は、債務者からの書面による申請により行うものとする。

2 前項の申請をしようとする債務者は、申請書に条例第6条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、当該延滞金を管理する香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第2条第7号に規定する債権管理者に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。